

まつもと市民芸術館 管理運営方針

令和5年(2023年) 10月
松本市

1 運営方針全面見直しの背景及び必要性

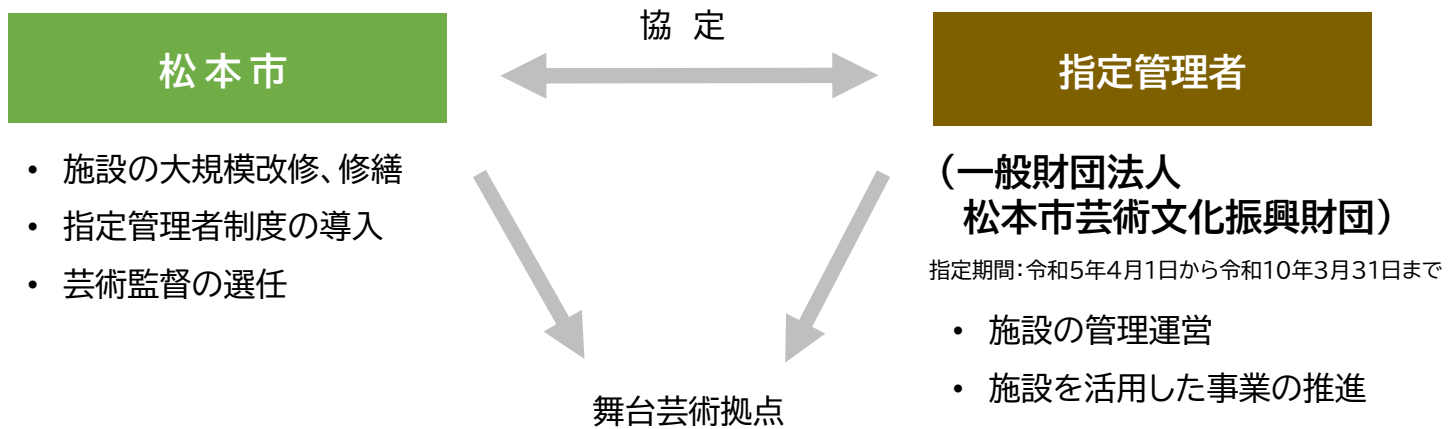
まつもと市民芸術館(以下「芸術館」という。)は、館長兼芸術監督に串田和美氏を迎え、平成16年(2004年)8月に開館しました。開館前の平成15年(2003年)3月に、まつもと市民芸術館管理運営方針を策定し、策定後5回の改正を行い、松本市の文化レベルの向上と都市の活性化に寄与することを目指してきました。

しかし、管理運営方針策定から20年が経過し、芸術館を取り巻く環境は大きく変化しています。また、串田和美総監督も退任され、芸術館にとって大きな節目を迎えたことから、市民や有識者で構成された、まつもと市民芸術館「芸術監督制」検討委員会を設置しました。この検討委員会へは、芸術館の方向性等について諮問し、提出された答申書には、多様な社会や市民に寄り添った施設であることや、次代を担う子どもたちへの支援、また、芸術監督団導入の必要性が明確に示されています。

この答申の内容を反映し、価値観やライフスタイルの変化や市民のニーズに応え、文化芸術の力で誰もが豊かさを実感できるよう、運営方針を全面的に見直します。



2 運営体制



松本市

松本市は、市民の活発な芸術文化活用の支援と、様々な舞台芸術の鑑賞機会を市民が享受できる芸術拠点として、芸術館を設置しました。市民の誰もが文化芸術を楽しみ、豊かさと幸せを実感できる施設とするため、松本市が「まつもと市民芸術館管理運営方針」を定め、芸術監督を選任し、適切な管理と方針に沿った事業運営を行います。

芸術館を常に適切な状態で維持していくため、建物躯体や設備等の計画的な改修・修繕は松本市が行い、管理運営については指定管理者制度を導入することで、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応していきます。

指定管理者

指定管理者は、指定管理者制度により松本市から議会の議決を経て指定を受けた法人その他の団体です。施設の管理運営業務の実施に当たっては、詳細な事項についてあらかじめ松本市と指定管理者で協定を締結します。

芸術館の維持管理業務のほか、松本市の文化芸術の振興を図るため、以下の事業に取り組みます。

(1) 自主事業

芸術館のホールに限らない舞台空間を十分に活用した、様々なジャンルの舞台芸術作品を幅広い年齢層に向けて提供します。また、鑑賞の場としてだけでなく、文化芸術を担う人材を育成・確保する場として、演じること・作ることを身近で学べるワークショップや舞台芸術・技術・制作に関心のある人に向けた養成講座を開催します。

(2) 貸館事業

芸術文化活動からコンベンション利用まで、幅広い受け入れを図ります。

松本市芸術文化振興財団は、企画・制作力や舞台技術力、情報発信力等を有する専門集団として、文化・芸術拠点の運営に必要なリソースを保有し、現在、芸術館の指定管理者として指定を受けています(令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)。

芸術館を活用した優れた芸術文化に触れる機会の創造や、市民の自主的な芸術文化活動を支援することで、心豊かな活力ある社会の形成にも寄与しています。

芸術館は「松本市文化芸術推進基本計画」に掲げる文化芸術施策に沿った管理運営が求められる施設であるため、松本市芸術文化振興財団の長年にわたる実績に基づく高度な専門的知識により、市の施策と一体となった事業の推進を行っています。

3 目指す姿と運営の柱

【運営の柱】

【目指す姿】

誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境を整えることにより、市民の心の豊かさを育むとともに、まちの賑わいにつなげます。

① 質の高い水準の芸術文化を創造・鑑賞する場

② 市民の芸術文化の創造を支援する、交流・発表の場

③ 次代を担う子どもに必要な力を養う場

④ 松本のまち全体に活気をもたらす場

⑤ 多様な人材によるスタッフの雇用

運営の柱① 質の高い水準の芸術文化を創造・鑑賞する場とします。

芸術館は非常に高い水準の芸術文化を創造する館として全国からの知名度も高く、また、舞台芸術を松本から国際的に発信した成果もあります。引き続き、「松本発」のクリエイション作品を国内外に向けて発信するとともに、芸術館の素晴らしい舞台施設・設備を活用した、演劇、ダンス、音楽、伝統芸能など多様な文化芸術作品の招聘に努め、地方都市松本でも大都市に引けをとらない優れた舞台芸術を鑑賞できる場を提供し続けます。

運営の柱② 市民の芸術文化の創造を支援し、交流・発表の場とします。

松本市には数多くの文化芸術活動を行う市民団体があります。芸術館の舞台技術や制作の専門スタッフがこれらの団体の活動を支援するとともに、発表の場として芸術館を活用できるようにすることで、市民の文化芸術活動の質の更なる向上を目指します。また、これまで芸術館に足を運んだことのない人が気軽に訪れる取組みを行います。



運営の柱③ 次代を担う子どもに必要な力を養う場とします。

次代を担う子どもたちの想像力と創造力、また、コミュニケーション力を養うために、学校との連携やアウトリーチ事業の拡充などを通して芸術文化に触れる機会を作るほか、芸術館が子どもの学びの場となるような取組みを行います。また、演じること、舞台を作ることに興味のある子どもたちが、自ら作品作りに参加できる事業を実施します。

運営の柱④ 松本のまち全体に活気をもたらす場とします。

芸術館内にとどまらない、街全体を舞台としたイベント(「信州・まつもと大歌舞伎」や「FESTA松本」など)をこれまでも多くの市民、地元企業との協働により企画・運営してきました。このような街を盛り上げる事業を継続するとともに、芸術館のトップガーデンやシアターパークなど、市民が自由に出入りできるスペースの有効活用により、次世代、多様性を重視した賑わいを創造します。



運営の柱⑤ 多様な人材によるスタッフの雇用に努めます。

芸術監督によるプロジェクトや作品創造の具現化、質の高い芸術作品の招聘、市民の要望に応えるアウトリーチ事業の計画・実施には、劇場スタッフの専門性と高い能力が欠かせません。指定管理者には、地元出身者や移住者など、これからの松本の芸術文化振興に寄与することを意識した多様な人材の採用と、経営感覚も含めたスタッフの育成を求めます。

4 運営の柱を具現化するための、芸術監督団の配置

芸術監督団は、演劇部門と舞踊部門を専門とする2名の芸術監督と、芸術館のみならず地域の魅力を発信するゼネラルアートアドバイザー1名の計3名で構成し、新時代の芸術館をリードしていきます。

時代の変化とともに芸術分野がより専門分化していることから、芸術館に求められている多様なニーズに対応でき、次の世代に向けて発信できる人材を配置します。

(1) 選任及び委嘱

芸術監督団の選任は松本市が行います。

市が決定した人材を指定管理者が雇用します。

(2) 任期

1期を3年間とし、原則2期までとします。ただし、市長が認めた場合は再任することができます。

(3) 芸術監督団の役割

ア 芸術館の「顔」として主催事業の芸術的指針を示すこと。

イ 市民が主体となるプロジェクト、子どもたちの学び場としての芸術館の活用のほか、アウトリーチ事業等の企画、演出及び実施に向けて協力すること。

ウ 新時代の芸術館をリードし、市民や世界により「ひらいていく」芸術館を目指すこと。

(4) 芸術監督団の活動の透明性

芸術監督団の役割と責任の範疇を明確にするため、職務記述書を芸術監督就任前に指定管理者と交わします。また、これを一般に公表することとします。



5 その他

この運営方針は、今後も社会のニーズや変化に合わせ、適宜、必要な見直しを行っていきます。

まつもと市民芸術館運営方針

松本市文化観光部文化振興課

令和5年10月17日作成